

人生の終わりまで、あなたは、どのように、過ごしたいですか？



# もしものときのために 「人生会議」

～自らが望む、人生の最終段階の医療・ケアについて話し合ってみませんか～

11月30日（いい看取り・看取られ）は人生会議の日

## 話し合いの進めかた（例）

誰でも、いつでも、命に関わる大きな病気やケガをする可能性があります。

命の危険が迫った状態になると、約70%の方が、医療やケアなどを自分で決めたり望みを人に伝えたりすることが、できなくなると言われています。

自らが希望する医療やケアを受けるために大切にしていることや望んでいること、どこでどのような医療やケアを望むかを自分自身で前もって考え、周囲の信頼する人たちと話し合い、共有することが重要です。



もしものときのために、あなたが望む医療やケアについて、前もって考え、繰り返し話し合い、共有する取組を「人生会議（ACP：アドバンス・ケア・プランニング）」と呼びます。

あなたの心身の状態に応じて、かかりつけ医等からあなたや家族等へ適切な情報の提供と説明がなされることが重要です。

あなたが  
大切にしていることは  
何ですか？

あなたが  
信頼できる人は  
誰ですか？

信頼できる人や  
医療・ケアチームと  
話し合いましたか？

話し合いの結果を  
大切な人たちに伝えて  
共有しましたか？

心身の状態に応じて意思は変化する  
ことがありますため  
何度も 繰り返し考え方  
話し合いましょう



詳しくは、厚生労働省のホームページをご覧ください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_02783.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_02783.html)



このような取組は、個人の主体的な  
行いによって考え、進めるものです。  
知りたくない、考えたくない方への  
十分な配慮が必要です。

# 「もしものときに、どうしたいか」は、 変わっていくことがある。

どのような生き方を望むかは、一人ひとり異なるもの。  
また、ライフステージとともに変わっていくこともあります。



人生の最終段階において、あなたはどのように過ごし、どのような医療やケアを受けたいと思いますか？

あなたが大事にしたいこと、望む生き方について、考えたり、話してみたりすることは、

もしものときに、あなたの望みをかなえる第一歩となるはずです。

あなたが望む生き方を。

## 人生会議 アドバンス・ケア・プランニング(ACP)

あなたが大事にしていることや望んでいること、どこで、どのような医療・ケアを受けたいかを、自分自身で前もって考え、周囲の信頼する人たちと共有しておくことを、アドバンス・ケア・プランニング(ACP、愛称：人生会議)といいます。

01 あなたが大切にしていることは何ですか？

02 あなたが信頼できる人は誰ですか？

03 信頼できる人や医療・ケアチームと話してみましょう

04 話し合った内容を伝えましょう

何度でも繰り返し考え方を話し合いましょう

変わっていくこともあるけれど、何度でも繰り返し、見直すことができるから。  
いま、あなたができることから始めてみませんか。

厚生労働省 人生会議



## 人生の最終段階にある方への救急隊の活動手順が変わります ～ご本人の意思を尊重した対応の実現に向けて～

### 背景

- 重篤な疾患などで人生の最終段階にある方の医療・ケアについては、本人が主体となり意思を明らかにできるときから、本人、家族等、医療・ケアチームが繰り返し話し合いを行い、あらかじめ本人の考えを意思表示することが勧められており、これを支援するプロセスをACP(人生会議)といいます。
- 意思表示の1つとして、「心肺停止になった時に心肺蘇生を行わない」という選択肢があり、このことを医療の世界では「DNAR」と呼んでいます。
- したがって、心肺停止になった時、本人の意思を尊重し、119番通報をすることなく看取る体制を整えることが大切です。

### 課題

- しかし、万が一の時に「心肺蘇生を希望しない」という意思表示がされていても、実際には様々な理由で、119番通報をしてしまう場合があります。
- このような場合でも、救急隊は、生命の危機にある傷病者を確認した以上、最善の処置をしながら医療機関に搬送しなければならないという責務があるため、心肺蘇生を行うこととなっており、ご本人の意思を尊重した対応の実現が課題となっています。

### 救急隊の活動手順の見直し

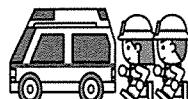
- 上記の課題に対応するため、岐阜県メディカルコントロール協議会では、医師会、救急・在宅医療、福祉関係者や警察、法律の専門家による会議を重ねた結果、本人の意思を尊重した救急活動の実現に向け、DNARにおける活動手順について見直しを行い、令和4年10月1日から運用を開始しました。

#### <見直し後の活動手順>

- ・かかりつけ医は、本人、家族等、医療・ケアチームと繰り返し話し合い(ACP:人生会議)を重ねたうえで、心肺停止になった時に、心肺蘇生を行わないという本人の意思表示があった場合は、活動手順書で指定された様式の「指示書」を作成する。
- ・救急隊は、活動現場で指示書が提示された場合は、かかりつけ医に確認したうえで、心肺蘇生を中止することができる。

(注)この手順書は次の場合には適用されません。

- ・ご本人の意思決定に際し想定された症状と異なる症状である場合  
例)交通事故、自損、他害等の外因性の心肺停止が疑われる場合
- ・心肺蘇生の継続を強く求める家族等がいる場合
- ・岐阜県MC協議会の指定様式ではない場合



岐阜県メディカルコントロール協議会

事務局：岐阜県消防課 TEL:058-272-1122

e-mail: c11193@pref.gifu.lg.jp



## DNARにおける救急隊の活動フロー図



ACP(人生会議)を重ねた結果、ご本人が心肺蘇生を望まない旨を意思表示

